

## H社（製紙業）

### H社における不適正行為

- 排ガス中硫黄酸化物及び窒素酸化物の大気汚染防止法の排出基準値等の超過
  - ・ 平成16年度から平成19年6月末までのデータについて調査の結果、硫黄酸化物がボイラー1基において延べ3時間の排出基準超過、窒素酸化物がボイラー3基において延べ1,427時間の排出基準超過があった。
- 日報データの改ざん
  - ・ 日報データが硫黄酸化物、窒素酸化物の排出基準値を超過した場合、職場内においてその数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書きかえる行為が行われていた。

### 1 工場の調査結果

- 硫黄酸化物の排出基準超過
  - ・ ボイラー1基において、延べ3時間の排出基準を超過。
  - ・ 他に測定器がレンジオーバーし排出基準の超過は判断できない時間が、ボイラー2基において、延べ516時間あった。
  - ・ 直接の原因は、ボイラーの負荷及び空燃比の不適切な調整や排煙脱硫装置の不適切な運転管理があげられ、異常時の作業手順の不備によるものであった。
- 窒素酸化物の排出基準超過
  - ・ ボイラー3基において延べ1,427時間の排出基準超過。
  - ・ 1基は、19年度にも1時間の排出基準超過。
  - ・ 直接の原因は、ボイラー起動・停止時やスラッジ等の燃料供給量変動時に空燃比又は二次燃焼空気量の不適切な調整があげられ、異常時の作業手順の不備によるものであった。
- 日報データの改ざん
  - ・ 日報データが排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により排出基準値以下に書きかえる行為が行われていた。
  - ・ 平成16年以降、データの書きかえが行われていたことを確認したが、データ書きかえを「誰が」「いつ」指示したかに関しては明確な事実を判明できなかった。

### 2 H社の指摘する原因

#### (1) 運転管理に関する原因

- ・ 運転管理手順書の不備または周知不足
- ・ 環境データの監視、警報の不備
- ・ 起動・停止時など非定常運転時の多大な作業負荷

- ・ 回収ボイラーにおける燃料変動に対する対応の不徹底
- ・ 本社における管理・チェック体制の不備

## (2) コンプライアンスに関する原因

- ・ 環境法令の理解不足・誤解
- ・ 操業優先の意識・風通しの悪い風土
- ・ 「地域との共生」の意識の不足
- ・ 工場におけるデータ管理とチェック体制の不備
- ・ 本社の環境管理体制の不備

## 3 H社の対応

### (1) 運転管理面の対応

- 会社の運転管理に関する方針「ばい煙発生施設における法令順守のためのガイドライン」を制定
  - ・ ガイドラインを基に各工場において「運転管理手順書」を改定
  - ・ 環境データの常時監視システムの増設（監視の徹底、作業負荷の低減）
  - ・ 手順書に排出基準超過前にボイラー停止することを明示
  - ・ 手順書の環境管理部門におけるチェックを実施
  - ・ 手順書の定期的見直しを実施
  - ・ 手順書の現場における理解の徹底、運転管理手順の訓練の実施
- 排ガス処理装置の設置（燃料変動時対策）
- 本社管理部門による操業状態把握の徹底

### (2) コンプライアンスに関する対応

- 行政とのコミュニケーション、コンサルタントの利用により、順守すべき事項を明確化
  - ・ 本社による工場への法令教育の実施
- グループ行動憲章の周知徹底、CSR委員会の機能強化、経営層による現場働きかけによるコンプライアンス最優先の経営の実施
- コンプライアンス教育の実施
- 労使懇談会、職場内連絡会、提案制度などの活用
- 地域住民に対して、モニター制度、町内会との交流、リスクコミュニケーション等の積極実施
- 工場におけるデータ管理とチェック体制の改善
- 法令順守のため、本社管理機能の充実強化、社員教育の強化

出典：H社ばい煙発生施設の排出基準超過等に関する報告書